ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

掲載日 2026 年 9 月 1 日

■ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード／マスターカード会員規定

改定前

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

・リボルビング払い　元金定額返済

一般カード会員…実質年率 15.0%

ゴールドカード会員…実質年率 12.0%

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間（カ月）	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率（%）	12.00	12.80	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75
利用金額 100 円当りの分割払手数料の額（円）	2.01	2.68	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40

支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間（カ月）	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率（%）	14.75	14.75	14.50	14.55	14.52	14.41	14.38	14.30	14.20
利用金額 100 円当りの分割払手数料の額（円）	16.08	20.10	24.12	26.80	28.14	32.16	33.50	36.18	40.20

※　ただし、24 回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。

＜リボルビング払いのお支払例＞

（毎月弁済金１万円、実質年率 15.0%の場合）

８月１日から８月 31 日までに利用金額 50,000 円のリボ払いをご利用された場合

◆　初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 50,000 円）

①　お支払元金　… 10,000 円

②　手数料　… ありません。

③　弁済金　… 10,000 円（①）

④　お支払後残高　… 40,000 円（50,000 円－10,000 円）

◆　第２回（10 月 26 日）お支払（ご利用残高 40,000 円）

①　お支払元金　… 10,000 円

②　手数料（９月１日から９月 30 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。）

改定後

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

・リボルビング払い　元金定額返済

実質年率：18.0%

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間（カ月）	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率（%）	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91
利用金額 100 円当りの分割払手数料の額（円）	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40

支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間（カ月）	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率（%）	17.88	17.79	17.65	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額 100 円当りの分割払手数料の額（円）	19.68	24.60	29.52	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

※　ただし、24 回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。

＜リボルビング払いのお支払例＞

（毎月弁済金１万円、実質年率 18.0%の場合）

８月１日から８月 31 日までに利用金額 50,000 円のリボ払いをご利用された場合

◆　初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 50,000 円）

①　お支払元金　… 10,000 円

②　手数料　… ありません。

③　弁済金　… 10,000 円（①）

④　お支払後残高　… 40,000 円（50,000 円－10,000 円）

◆　第２回（10 月 26 日）お支払（ご利用残高 40,000 円）

①　お支払元金　… 10,000 円

②　手数料（９月１日から９月 30 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。）

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

… 50,000 円×15.0% ×26 日÷365 日＋ 40,000 円×15.0%×4 日÷365 日＝599 円 ③ 弁済金 … 10,599 円（①10,000 円＋②599 円） ④ お支払後残高 … 30,000 円（40,000 円－10,000 円） ◆ 第３回（11 月 26 日）お支払（ご利用残高 30,000 円） ① お支払元金 … 10,000 円 ② 手数料（10 月 1 日から 10 月 31 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。） …40,000 円×15.0% ×26 日÷365 日＋ 30,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝489 円 ③ 弁済金 … 10,489 円（①10,000 円＋②489 円） ④ お支払後残高 … 20,000 円（30,000 円－10,000 円）	… 50,000 円×18.0% ×26 日÷365 日＋ 40,000 円×18.0%×4 日÷365 日＝719 円 ③ 弁済金 … 10,719 円（①10,000 円＋②719 円） ④ お支払後残高 … 30,000 円（40,000 円－10,000 円） ◆ 第３回（11 月 26 日）お支払（ご利用残高 30,000 円） ① お支払元金 … 10,000 円 ② 手数料（10 月 1 日から 10 月 31 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。） …40,000 円×18.0% ×26 日÷365 日＋ 30,000 円×18.0%×5 日÷365 日＝586 円 ③ 弁済金 … 10,586 円（①10,000 円＋②586 円） ④ お支払後残高 … 20,000 円（30,000 円－10,000 円）
＜分割払いのお支払例＞ 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合 ① 分割払手数料 50,000 円×（6.70 円÷100 円）＝3,350 円 ② 分割支払金合計 50,000 円＋3,350 円＝53,350 円 ③ 分割支払額 53,350 円÷10 回＝5,335 円	＜分割払いのお支払例＞ 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合 ① 分割払手数料 50,000 円×（8.20 円÷100 円）＝4,100 円 ② 分割支払金合計 50,000 円＋4,100 円＝54,100 円 ③ 分割支払額 54,100 円÷10 回＝5,410 円

■マイ・ペイすリボ特約

改定前	改定後
＜お支払例（お支払コース１万円の場合）＞ ８月１日～８月 31 日までに 50,000 円ご利用(実質年率 15.0%の場合) ◆ 初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 50,000 円） ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料…ありません ③ 弁済金…10,000 円 ④ お支払後残高…50,000 円－10,000 円＝40,000 円 ◆ 第２回（10 月 26 日）お支払 ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料（９月 27 日～９月 30 日までの分）…40,000 円×15.0%×4 日÷365 日＝65 円 ③ 弁済金…10,065 円（①10,000 円＋②65 円） ④ お支払後残高…40,000 円－10,000 円＝30,000 円 ◆ 第３回（11 月 26 日）お支払 ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料（10 月 1 日～10 月 31 日までの分） …40,000 円×15.0%×26 日÷365 日＋30,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝489 円 ※ 支払期日をまたぐので元金が途中で変わります ③ 弁済金…10,489 円（①10,000 円＋②489 円） ④ お支払後残高…30,000 円－10,000 円＝20,000 円	＜お支払例（お支払コース１万円の場合）＞ ８月１日～８月 31 日までに 50,000 円ご利用(実質年率 18.0%の場合) ◆ 初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 50,000 円） ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料…ありません ③ 弁済金…10,000 円 ④ お支払後残高…50,000 円－10,000 円＝40,000 円 ◆ 第２回（10 月 26 日）お支払 ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料（９月 27 日～９月 30 日までの分）…40,000 円×18.0%×4 日÷365 日＝78 円 ③ 弁済金…10,078 円（①10,000 円＋②78 円） ④ お支払後残高…40,000 円－10,000 円＝30,000 円 ◆ 第３回（11 月 26 日）お支払 ① お支払元金…10,000 円 ② 手数料（10 月 1 日～10 月 31 日までの分） …40,000 円×18.0%×26 日÷365 日＋30,000 円×18.0%×5 日÷365 日＝586 円 ※ 支払期日をまたぐので元金が途中で変わります ③ 弁済金…10,586 円（①10,000 円＋②586 円） ④ お支払後残高…30,000 円－10,000 円＝20,000 円

■安心オプション特約

改定前	改定後
＜お支払例（安心オプション５万円の場合）＞ ８月１日～８月 31 日までに 120,000 円ご利用(実質年率 15.0%の場合) ◆ 初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 120,000 円） ① 支払元金…50,000 円 ② 手数料…ありません ③ 弁済金…50,000 円 ④ お支払後残高…120,000 円－50,000 円＝70,000 円 ◆ 第２回（10 月 26 日）お支払 ① お支払元金…50,000 円 ② 手数料（９月 27 日～９月 30 日までの分）…70,000 円×15.0%×4 日÷365 日＝115 円 ③ 弁済金…50,115 円（①50,000 円＋②115 円）	＜お支払例（安心オプション５万円の場合）＞ ８月１日～８月 31 日までに 120,000 円ご利用(実質年率 18.0%の場合) ◆ 初回（９月 26 日）お支払（ご利用残高 120,000 円） ① 支払元金…50,000 円 ② 手数料…ありません ③ 弁済金…50,000 円 ④ お支払後残高…120,000 円－50,000 円＝70,000 円 ◆ 第２回（10 月 26 日）お支払 ① お支払元金…50,000 円 ② 手数料（９月 27 日～９月 30 日までの分）…70,000 円×18.0%×4 日÷365 日＝138 円 ③ 弁済金…50,138 円（①50,000 円＋②138 円）

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

④　お支払後残高…70,000 円－50,000 円＝20,000 円 ◆　第３回（11 月 26 日）お支払 ①　お支払元金…20,000 円 ②　手数料（10 月 1 日～10 月 31 日までの分） …70,000 円×15.0%×26 日÷365 日＋20,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝789 円 ※　支払期日をまたぐので元金が途中で変わります ③　弁済金…20,789 円（①20,000 円＋②789 円） ④　お支払後残高…20,000 円－20,000 円＝0 円	④　お支払後残高…70,000 円－50,000 円＝20,000 円 ◆　第３回（11 月 26 日）お支払 ①　お支払元金…20,000 円 ②　手数料（10 月 1 日～10 月 31 日までの分） …70,000 円×18.0%×26 日÷365 日＋20,000 円×18.0%×5 日÷365 日＝946 円 ※　支払期日をまたぐので元金が途中で変わります ③　弁済金…20,946 円（①20,000 円＋②946 円） ④　お支払後残高…20,000 円－20,000 円＝0 円

■個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後
第１条　個人情報の収集・保有・利用等 (1) 会員及び入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）は、この規定（この申込みを含みます。以下同じとします。）による取引を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、次の①から⑩までの情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。）及び法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。 ①～⑨　（略） (2) 会員等は、当行が次の目的のために前項①から⑤までの個人情報を利用することを同意します。 ①～⑤　（略） （新設） (3)　（略）	第１条　個人情報の収集・保有・利用等 (1) 会員及び入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）は、この規定（この申込みを含みます。以下同じとします。）による取引を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、次の①から⑨までの情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。）及び法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。 ①～⑨　（同左） (2) 会員等は、当行が次の目的のために前項①から⑤までの個人情報を利用することを同意します。 ①～⑤　（同左） ⑥　提携会社の商品・サービスの各種ご提案のため (3)　（同左）
第２条　個人信用情報機関への登録・利用 (1) 本会員及び本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、この規定に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含みます。）を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 (2) 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含みます。）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。 (3)　（略） （新設）	第２条　信用情報機関への登録・利用等 (1) 本会員及び本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、この規定に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含みます。）を、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 (2) 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含みます。）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。 (3)　（同左） (4)　本会員等は、当行が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟会員に提供することに同意します。 ①　信用情報機関が保有する信用情報 当行が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 シー･アイ･シー （ＣＩＣ）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120-810-414	https://www.cic.co.jp
株式会社 日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp

※株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

※当行が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録の期間
①　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②　この規定に係る申込みをした事実	当行が個人信用情報機関に照会した日から６か月間
③　この規定に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④　債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤　債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：

（ｉ）本条第２項により、当行を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

（ⅱ）信用情報機関が収集した（ｉ）以外の情報

（ⅲ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②　信用情報機関による信用情報の利用

当行が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

（ｉ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

（ⅱ）信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

③　信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当行が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（ｉ）（ⅱ）（ⅲ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（ｉ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

＜加盟信用情報機関の名称・電話番号＞

名称	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 シー・アイ・シー （ＣＩＣ）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp
株式会社 日本信用情報機構	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp

※株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

※当行が契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録の期間
①　氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②　この規定に係る申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から６か月間
③　この規定に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④　債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤　債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

譲渡日から１年以内 ※1　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2 上記「この規定に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含みます。）となります。	譲渡日から１年以内 ※1　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2 上記「この規定に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含みます。）となります。
第６条　個人情報の開示・訂正・削除 (1) 会員等は、当行及び個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 ①　（略） ②　個人信用情報機関に開示を求める場合には、この同意条項第２条記載の連絡先へ連絡するものとします。 (2)　（略）	第６条　個人情報の開示・訂正・削除 (1) 会員等は、当行及び信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 ①　（同左） ②　信用情報機関に開示を求める場合には、この同意条項第２条記載の連絡先へ連絡するものとします。 (2)　（同左）

■保証会社（三井住友カード株式会社）の個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後
第１条　（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等） 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 ①～②　（略）	第１条　（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等） 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 ①～②　（同左）
第２条　（個人信用情報機関への登録・利用） １．株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が定めるＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡ カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に規定するＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡ カード／マスターカード（以下「カード」といいます。）の本会員および本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が各々加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。 ２．本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。 ３．（略） （新規）	第２条　（信用情報機関への登録・利用等） １．株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が定めるＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡ カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に規定するＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡ カード／マスターカード（以下「カード」といいます。）の本会員および本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が各々加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。 ２．本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。 ３．（同左） ４．本会員等は、保証会社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟会員に提供することに同意します。 ①　信用情報機関が保有する信用情報 保証会社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 （ｉ）本条第２項により、保証会社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報 （ii）信用情報機関が収集した（ｉ）以外の情報 （iii）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 ②　信用情報機関による信用情報の利用 保証会社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 （ｉ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

改定前

＜保証会社の加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

名　　称	所　在　地	電　話　番　号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）	〒１６０－８３７５ 東京都新宿区西新宿１－２３－７ 新宿ファーストウエスト	０１２０－８１０－４１４	https://www.cic.co.jp
株式会社日本信用情報機構	〒１１０－００１４ 東京都台東区北上野１－１０－１４ 住友不動産上野ビル５号館	０５７０－０５５－９５５	https://www.jicc.co.jp

○　銀行もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名　　称	電　話　番　号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	０３－３２１４－５０２０	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※　全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

※　株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※　上記の加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行及び保証会社では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登 録 情 報	登 録 の 期 間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ※１	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から６カ月間
③本約款に係る客観的な取引事実 ※２	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から１年以内

※１　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※２　上記「本約款に係る客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況（解約、完済、支払い停止の抗弁の申立等の事実を含む。）となります。

第４条　（個人情報の第三者提供）

１．銀行から保証会社に提供される個人情報

（１）　会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市

改定後

（ⅱ）信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

③　信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

保証会社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（ⅰ）（ⅱ）（ⅲ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（ⅰ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

＜保証会社の加盟信用情報機関の名称・電話番号＞

名称	電　話　番　号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）	０５７０－６６６－４１４	https://www.cic.co.jp
株式会社日本信用情報機構	０５７０－０５５－９５５	https://www.jicc.co.jp

○　銀行もしくは保証会社が契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名　　称	電　話　番　号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	０３－３２１４－５０２０	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※　全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関です。

※　株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※　上記の加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行及び保証会社では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登 録 情 報	登 録 の 期 間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報 ※１	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が信用情報機関に照会した日から６カ月間
③本約款に係る客観的な取引事実 ※２	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から１年以内

※１　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※２　上記「本約款に係る客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況（解約、完済、支払い停止の抗弁の申立等の事実を含む。）となります。

第４条　（個人情報の第三者提供）

１．銀行から保証会社に提供される個人情報

（１）　会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町

ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 10 月 1 日改定）

改定前	改定後
区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 ①～⑦　（略）。 （２）　（略） ２．保証会社から銀行に提供される個人情報 会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意するものとします。 ①～③　（略） ３．（略）	村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 ①～⑦　（同左） （２）　（同左） ２．保証会社から銀行に提供される個人情報 会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意するものとします。 ①～③　（同左） ３．（同左）
第５条　（個人情報の開示・訂正・削除） １．会員等は、保証会社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 （１）　（略） （２）　個人信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡するものとします。 ２．（略）	第５条　（個人情報の開示・訂正・削除） １．会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 （１）　（同左） （２）　信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡するものとします。 ２．（同左）

以　上